

(案)

覚 書

逗子市（以下「甲」という。）及び医療法人社団葵会（以下「乙」という。）は、病院の開設及び運営に関する基本的な事項について合意に達したので、次のとおり覚書を締結する。

また、本覚書に基づき、病院の開設及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を別途締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲及び乙の双方の信頼と協調の下に、病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

(病院の開設目的)

第2条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合的病院として開設し、市内を始めとする横須賀・三浦二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図ることを目的とする。

(病院用地)

第3条 病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 逗子市沼間三丁目 630 番 13
- (2) 用地面積 22,330 m² (登記簿面積)
- (3) 地目 雑種地
- (4) 所有者 逗子市

(用地の貸付)

第4条 病院用地は甲が乙へ無償で貸与し、別途、甲と乙の間で土地使用貸借契約を締結するものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(病院の開設及び運営主体等)

第5条 病院は、第3条の病院の用地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

る。

2 開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

(病院の開設時期)

第6条 病院の開設時期は、2020年度(平成32年度)中を目標とする。

(病院の運営及び医療機能等)

第7条 甲の実施する施策への協力、地域医療連携及び診療科目等の病院の運営及び医療機能等については、平成30年度末時点の許可病床数の確保に至ったのち、逗子市総合的病院公募要項を基本に、検討会で聴取した意見等を踏まえ、甲乙協議の上、別途基本協定により定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(覚書の解除)

第9条 甲又は乙の一方が、本覚書の趣旨に反する重大な違反をし、その違反により本覚書の目的を達成することができないと認められるときは、相手方に文書による催告の上で、本覚書を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本覚書の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、当該損害を受けた者に対してその損害を補償するものとする。その場合において、その補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本覚書の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙の協議により定めるものとする。

平成29年11月 日

甲 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長 平 井 竜 一

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
医療法人社団 葵会
理事長 新 谷 幸 義